

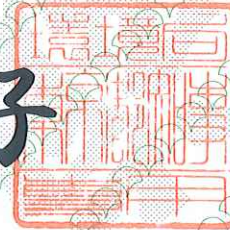
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区新木場三丁目6番9号
氏名 東京リサイクル福祉協同事業所有限会社
取締役 齋藤 将人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年11月18日

許可の有効年月日 令和 9年11月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破碎	： 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上2種類)
圧縮梱包	： 廃プラスチック類	(以上1種類)
圧縮	： 金属くず	(以上1種類)
溶融	： 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）	(以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都江東区新木場三丁目6番9号（施設詳細は裏面のとおり）

3 許可の条件

- (1) 破碎、溶融処理の作業時間は原則として、8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成14年11月18日 新規許可
令和 4年11月18日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都江東区新木場三丁目6番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.47(t/日)	10.42(t/日)	平成18年11月16日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	31.28(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	99.6(t/日)	-----	平成28年10月20日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	53.6(t/日)	-----	平成25年10月15日	-----	-----
圧 縮	金属くず(スチール缶)	29.28(t/日)	-----	平成29年 7月 3日	-----	-----
	金属くず(アルミ缶)	11.04(t/日)				
溶 融	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)	0.40(t/日)	-----	平成28年10月20日	-----	-----

(以下余白)